

令和 7 年第 2 回（6 月）定例町議会

（第 3 日 6 月 6 日）

令和7年第2回（6月）西伊豆町議会定例会

議 事 日 程（第3号）

令和7年6月6日（金）午前9時30分開議

- 日程第 1 報告第 1 号 令和6年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 2 報告第 2 号 令和6年度西伊豆町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 3 議案第33号 西伊豆町漁港管理条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 4 議案第34号 西伊豆町水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 5 議案第35号 西伊豆町指定金融機関の指定について
- 日程第 6 議案第36号 令和7年度西伊豆町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第37号 令和7年度 仁科築地地区津波避難タワー建設工事請負契約の締結について
- 日程第 8 選挙第 8号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第 9 議員派遣について
- 日程第 10 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 11 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番 堤 圭 祐 君

3 番 中 島 健 君

5 番 河 内 ひとみ 君

7 番 加 藤 タヅ子 君

2 番 土 本 直 矢 君

4 番 磯 清 彦 君

6 番 山 本 豊 君

8 番 浅 賀 元 希 君

9 番 仲 田 慶 枝 君

1 0 番 高 橋 敬 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	星 野 淨 晋 君	副 町 長	高 木 光 一 君
教 育 長	鈴 木 秀 輝 君	総 務 課 長	高 橋 昌 子 君
窓 口 税 務 課 長	渡 邊 貴 浩 君	産 業 振 興 課 長	木 野 の ぶ 子 君
教 育 委 員 会 長	朝 倉 通 彰 君	健 康 福 祉 課 長	鈴 木 一 博 君
ま ち づ く り 戦 略 課 長	長 島 司 君	防 災 課 長	真 野 隆 弘 君
企 業 課 長	居 山 繁 君	建 設 課 長	久 保 田 寿 之 君
環 境 課 長	土 屋 智 英 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	佐 野 浩 正	書 記	舩 津 康 予
--------	---------	-----	---------

開会 9時30分

◎開議宣告

○議長（高橋敬治君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は、10名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（高橋敬治君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

申し上げます。

会計管理者が本日会議を欠席する旨の報告がありました。

◎報告第1号の上程、報告

○議長（高橋敬治君） 日程第1、報告第1号、令和6年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

朗読は省略して、報告を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 報告第1号は、令和6年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。本来であれば、担当である会計管理者が報告する予定でしたが、諸事情により欠席をしておりますので、今回につきましては総務課長のほうから詳細の報告をさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（高橋昌子君） はい。それでは、報告第1号、令和6年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてです。

1枚ページをお開きください。令和6年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。こちらにつきましては、令和6年9月定例議会において承認された1事業と、令和7年3月定例議会において承認されました9事業の確定額と財源内訳を示すもので、1番下

の合計額ですが翌年度繰越額が2億3,446万円となります。承認額から3,002万3,000円の減となっておりますが、ふるさと納税特産品返礼事業が1,700万円、浜川河川災害復旧工事が1,302万3,000円の減となっております。財源内訳ですが、既収入特定財源1,664万9,000円中、6 商工費ふるさと納税特産品返礼事業1,600万円と、8 消防費のコミュニティー防災センター等修繕事業補助金64万9,000円が、ふるさと応援基金からの繰入金となります。未収入特定財源は、国県支出金4事業1億36万3,000円、価格高騰緊急支援給付金事業4,190万円、災害対応給水車購入638万円、水道事業会計繰出金1,200万円、浜川河川災害復旧工事4,008万3,000円、各事業の国庫負担金及び補助金になります。なお、一般財源は5件3,084万8,000円です。記載の10事業の繰越しの理由につきましては、お手元に配布してあるとおりでございます。こちらは既にご承認を頂いている事業の最終的に確定した繰越額の報告となります。

以上です。

○議長（高橋敬治君） 以上で報告第1号を終わります。

◎報告第2号の上程、報告

○議長（高橋敬治君） 日程第2、報告第2号、令和6年度西伊豆町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

朗読は省略して、報告を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 報告第2号、令和6年度西伊豆町水道事業特別会計予算繰越計算書の報告につきましては、詳細は担当課長のほうから報告をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 企業課長。

○企業課長（居山繁君） はい。今回の報告第2号は、令和6年度に発注した先川浄水場浄水地改修工事の工程が令和7年6月30日まで延長されたことと、契約額が変更となりましたので、公営企業法第26条第3項の規定に従い、議会において報告するものです。

予算繰越計算書をお願いします。支払義務発生額は1億1,424万6,000円となり、翌年度繰越額は1億6,803万6,000円となります。他会計繰入金1,200万円は、地震津波対策等減災交付金です。繰越しとなった原因は主に2点あります。1点目は、仮設工事の変更です。当初の計画では、二つの水源から1度、着水井というタンクに水が入り、そこから既存浄水地に水

が送られていました。今回の工事で、まず着水井を取り壊すため仮設管を設置するのですが、その切替え作業は、当初の計画では二つの水源の水中ポンプを同時にとめる必要がありました。しかし使用量が多い夏の時期ということもあり、止められる時間は1時間未満で、切替え作業をするには短過ぎたため、仮設管配管工事の接続方法を二つの水源が順番に使える配管に変更し、常にどちらかの水源からも水が供給できるようにしました。その材料の調達や段取りに不測の日数を要しました。2点目は、施工ヤードの確保が困難となったことによるものです。もともと電柱が作業現場入り口付近に建っており、支障となるため移転する計画でしたが、電柱の移設工事が遅れました。そのため、施工計画では、既設着水井の取壊工事と新設浄水地の床掘り埋め戻しの同時施工を計画していましたが、入り口の確保ができなかったため、バックホウや土砂運搬のトラックが小型なものを使用することになったこともあり、遅れてしまいました。特に着水井の取り壊しは、大型の重機が使用できなかったため、鉄筋の撤去に非常に手間取り、大幅に工期がかかってしまいました。以上の理由により、繰越工事とさせていただきました。続きまして、増額についてですが主な理由は3点あります。ステンレス配水地本体工事における変更はありません。主に管路材料費の追加です。1点目は、第4水源の既設導水管と接続位置を変更したことによる追加です。これは来年度以降、導水管を耐震化する計画があるのですが、その際、切替えがしやすい位置に変え、耐震管のポリエチレン管約5メートルを延長したものです。2点目は、場内水源から出ている既設管が地中内の図面と異なった配管となっていたため、交換したことによる材料費の追加です。また、同ポンプの逆支弁が経年劣化で機能していないことが判明したため、今回の工事で交換しました。3点目は、一色線配水ポンプにつながる既設管について、埋設されていた2本の配管の腐食が判明し、交換するには新たに仕切り弁が必要であったため、その仕切り弁の設置と配管の布設替を行いました。その他、外構工事の舗装範囲の追加変更や撤去工事の減額等がありますが、直接工事費が228万2,000円の増額となり、諸経費込みで設計額371万8,000円の増となり、請負比率を掛けた369万6,000円の増となりました。

以上をもちまして、報告第2号の説明とさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 以上で報告第2号を終わります。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第3、議案第33号、西伊豆町漁港管理条例の一部を改正する条例

案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第33号は、西伊豆町漁港管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木野のぶ子君） 議案第33号、西伊豆町漁港管理条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。本件は、5月7日の議会全員協議会で、一度ご説明をさせていただいております。今回の一部改正は、条例で定める特別泊地及びその他の漁港施設で提携泊または陸置きする際の利用料金等を改正し、漁協の収入増となるよう改正を行うものです。

1ページをご覧ください。第12条第1項第1号中、第12条第1項を第17条第1項に改めます。次に、二つの表を改正します。一つ目は、別表第1の3で次のように改めます。表は、1ページから3ページの上段までつながっていて、これで一つの表になります。二つ目は、3ページの中段からで別表第3を次のように改めます。

続いて4ページをご覧ください。こちらが改正の新旧対照表になります。左側が現行、右側が改正案で、下線の部分が改正箇所となります。表の中段の下線部分、第12条第1項を第17条第1項に改めます。下段に移りまして、二つの表を改正しますが、下から4行目の別記1－1参照を別記1－2参照に改正するものと、最下段の別記2－1参照を別記2－2参照に改正するものになります。具体的には、5ページと6ページがつながっています。これを7ページと8ページのように改正します。実際に改正されるのは金額の部分になります。5ページ下段の2,700円、4,100円、5,500円、6,800円をとっているところをそれぞれ、7ページ下段の5,000円、8,000円、1万円、1万3,000円に改正します。同様に、6ページの1番上、1隻1月につき2,800円に艇長を乗じて得た額となっているところを8ページの1番上、1隻1日につき300円に艇長を乗じて得た額に改正します。次に二つ目の表ですが、9ページの上段の別記2－1号を下段の別記2－2に改正します。比較しますと、10ページの表の1番下、漁船以外の船舶（町長が公示で指定するものを除く）の提携泊の部分が新たに追加されます。以上が改正の内容となります。

3 ページにお戻りください。附則としまして、この条例は令和 7 年 7 月 1 日から施行します。

以上で説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第33号、西伊豆町漁港管理条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第 4、議案第34号、西伊豆町水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第34号は、西伊豆町水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木野のぶ子君） それでは、議案第34号についてご説明いたします。本件につきましては、5月7日開催の議会全員協議会におきまして説明しました令和6年西伊豆町条例第22号、西伊豆町水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例に罰則規定を設け、町内全海域での年間を通した危険行為に対する抑止力の向上を図りたいものでございます。

それでは、1ページをご覧ください。本則に次の1条を加えます。（罰則）第11条、第9条の規定に違反したものは6月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処する。

2ページ、新旧対照表をご覧ください。左側が現行、右側が改正案です。改正部分は下線部になります。

1ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第34号、西伊豆町水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第5、議案第35号、西伊豆町指定金融機関の指定についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第35号は、西伊豆町指定金融機関の指定についてでございます。

本来であれば、会計管理者が説明するところではございますが、本日は諸事情により欠席しておりますので、総務課長のほうから詳細の説明をさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（高橋昌子君） はい。それでは、議案第35号、西伊豆町指定金融機関の指定についてご説明いたします。西伊豆町指定金融機関について、指定期間が令和7年6月30日をもって満了するため、今回、改めて令和7年7月1日から令和9年6月30日までの2年間、三島信用金庫を指定したいものです。なお、今回の指定に際し、現在、西伊豆町指定金融機関である三島信用金庫のほかに西伊豆町収納代理金融機関である5行、静銀、駿河、静中、農協、漁協にも意向調査を行いました。三島信用金庫以外はいずれも不調であったことを申し添えます。

説明は以上です。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第35号、西伊豆町指定金融機関の指定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第6、議案第36号、令和7年度西伊豆町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第36号は、令和7年度西伊豆町一般会計補正予算（第1号）でございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（高橋昌子君） はい。それでは、議案第36号、令和7年度西伊豆町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出総額にそれぞれ6,642万

8,000円を追加し、それぞれの金額を87億1,642万8,000円としたいものです。

2 ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額の順に朗読します。14款国庫支出金、2項国庫補助金ともに、2,800万5,000円。15款県支出金、2項県補助金ともに、208万3,000円。18款繰入金、1項繰入金ともに、3,622万円。20款諸収入、5項雑入ともに、12万円。歳入合計に6,642万8,000円を追加し、87億1,642万8,000円としたいものです。

3 ページをお願いします。歳出です。款、項、補正額の順に朗読します。1款議会費、1項議会費ともに、12万5,000円。2款総務費、1項総務管理費ともに、524万5,000円。3款民生費、1項社会福祉費ともに、2,800万5,000円。4款衛生費、335万4,000円。1項保健衛生費、119万6,000円。3項清掃費、215万8,000円。5款農林水産業費、2,030万円。2項林業費、730万円。3項水産業費、1,300万円。6款商工費、1項商工費ともに、133万3,000円。9款教育費、4項認定こども園費ともに、806万6,000円。歳出合計に6,642万8,000円を追加し、87億1,642万8,000円としたいものです。

4 ページをお願いします。第2表債務負担行為になります。指定金融機関への負担金で、契約期間が令和7年度から令和9年度までと複数年度の契約となるため債務負担行為を設定するものです。三島信用金庫と指定金融機関の契約が、三島信用金庫の意向により契約期間が令和7年7月から令和9年6月までの2か年となります。その中で令和7年度から令和9年度までの債務負担行為限度額が121万1,000円となり、7年度は45万4,000円を支払い、残りは8年度以降において支払うということになります。

5 ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括、歳入です。こちらにつきましては、先ほど説明しました第1表歳入歳出予算補正の歳入と同様ですので、省略させていただきます。次に歳出です。こちらにつきましても、第1表と同様ですが、補正額の財源内訳については、記載のとおりでございます。

6 ページをお願いします。2、歳入です。主なものについて説明させていただきます。14款2項1目総務費国庫補助金2,800万5,000円。こちらの重点支援交付金は、歳出の3款1項8目価格高騰緊急支援給付金事業費に対する国庫補助金になります。重点支援地方交付金として価格高騰緊急支援給付金事業で、物価高騰の影響を受けた低所得世帯への支援のための給付金の補助となります。補助率は10分の10となります。15款2項1目総務費県補助金208万3,000円。こちらの移住就業支援事業費補助金75万円は、歳出の2款1項16目18節負担金補助金及び交付金の移住就業支援事業費補助金100万円に対するもので、補助率が4分の3とな

ります。その下のふじのくにフロンティア地域循環共生圏形成事業費補助金133万3,000円につきましては、歳出、6款1項3目18節負担金の伊豆西南海岸観光誘客推進協議会223万3,000円に対する補助金となりまして、補助率3分の2となります。18款1項1目財政調整基金繰入金825万円。今回、補正の財源不足調整分として計上しています。5目ふるさと応援基金繰入金767万円。支出、9款4項教育費の仁科認定こども園津波シェルター購入費に充当したいものです。8目公共施設等総合管理基金繰入金1,300万円。支出、5款3項農林水産費田子みなと公園公衆便所浄化槽交換工事の工事請負費に充当したいものです。9目西伊豆町振興基金繰入金730万円。支出、5款2項林業振興費木質バイオマス発電施設整備工事の施工管理業務に充当したいものです。20款5項2目雑入12万円。旧賀茂幼稚園使用料は、株式会社シーベジタブルへの賃借にかかる使用料です。

7ページをお願いします。3、歳出です。主なものについて説明させていただきます。1款1項1目13節使用料及び賃借料12万5,000円。車両借上料の12万5,000円は、7月11日に静岡市のグランシップで行われる市長議員研修に議員全員での参加予定ですが、職員の異動により運転士つきのマイクロバスが必要になったため補正したいものです。2款1項4目13節使用料及び賃借料88万4,000円。NHK受信料の88万4,000円は、テレビが視聴できる公用車のNHK受信料の未払いについて、設置年月日から遡って料金を支払うことになったため補正したいものです。詳細につきましては、全員協議会でご説明させていただいたとおりでございますが、8台分となります。2款1項7目10節需用費20万円。消耗品の20万円は、富士見町との姉妹町締結20周年に係る記念品購入の増額です。2款1項12目10節需用費70万3,000円の減です。消耗品の70万3,000円の減は、次の研修会負担金の増額に伴う振替による減です。2款1項12目18節負担金補助金及び交付金70万3,000円。研修費負担金70万3,000円は、地域おこし隊から提案のあったスキルアップ研修のための増額で、先ほど申し上げた消耗品費を振り替えるものでございます。2款1項15目10節需用費116万1,000円。付帯施設修繕の116万1,000円は、浮島海岸公衆トイレの外壁が爆裂し、トイレの出入口及び側壁コンクリートが落下し、人的被害が発生する恐れがあるため、また大田子海岸公衆トイレにおいては、経年劣化に伴う排出不良により頻繁に詰まりが発生しているため、夏季繁忙期前に緊急修繕を行いたいものです。2款1項16目12節委託料200万円。ガストロノミーツーリズム事業業務委託金は、地域食材を活用したモニターツアーを実施するための委託料です。2款1項16目18節負担金補助金及び交付金100万円。移住就業支援事業費補助金の100万円は、子育て世帯加算金の追加による増額。令和7年2月に18歳未満の子供を含む世帯が転入したことから当初予算

計上していた1世帯分100万円に加え、18歳未満1人分100万円を追加計上するものです。3款1項8目価格高騰緊急支援給付金事業費2,800万5,000円。歳入でも説明しましたが、重点支援地方交付金として価格高騰緊急支援給付金事業で物価高騰の影響を受けた低所得者世帯への支援のための給付を行うもので、事務費として1節の報酬から12節の委託料まで200万5,000円。18節の負担金、補助金、交付金、給付金として、対象者約1,000人分の2,600万円を計上したいものです。

8ページをお願いします。4款1項1目保健衛生総務費119万6,000円。職員の介護休暇取得に伴う会計年度任用職員の雇用のため、1節の報酬から8節の旅費までで119万6,000円となります。

9ページをお願いします。4款3項1目12節委託料215万8,000円。町外ごみ処理業務は焼却施設の年次点検時に焼却炉を止めますが、焼却炉を使えない期間、郡内のごみ処理施設にごみ処理を委託しております。今年度、郡内の施設と同じ時期に工事が重なったことと、南伊豆町のごみ処理施設が使えなくなり南伊豆町のごみを郡内ごみ処理施設が受け入れることとなり、郡内で当町のごみの受入れができなくなりました。そのため、郡外のほかの市町の清掃センターに委託することに伴う処理単価の増額及び施設の工事期間確定に伴う町外施設依頼計画台数の増による増額補正をするものです。5款2項2目12節委託料730万円。木質バイオマス発電施設整備工事施工管理業務は、木質バイオマス発電施設整備工事における品質を確保するため、工事監理業務を専門家である建築士設計事務所に委託するものです。5款3項2目14節工事請負費1,300万円。田子みなと公園公衆便所浄化槽交換工事は、田子みなと公園公衆便所について、悪臭の発生が顕著となる今夏の繁忙期前に浄化槽の交換を行い、地元業者でもメンテナンス可能な合併浄化槽に交換したいものです。6款1項3目12節委託料90万円の減。伊豆西南海岸観光誘客推進協議会の負担金を当委託料から支出していますが、新たに県補助金を活用した事業を行うに当たり、自治体からの申請が必須のため、負担額90万円を減額し、負担金に計上したいものです。6款1項3目18節負担金補助金及び交付金223万3,000円。伊豆西南海岸観光誘客推進協議会で新たに県補助金を活用し、当地域の食材を使った商品開発や伊豆ならではの自然体験コンテンツの開発を行うものです。9款4項1目17節備品購入費767万円。津波シェルター購入費は歳入で説明しましたが、認定こども園の移設については、現在議論されていますが、結論が出るまで時間を要することから津波の被害から幼児職員を守る手段として、シェルターを購入したいものです。

10ページをお願いします。9款4項2目17節備品購入費39万6,000円。調理備品等購入費は、

平成22年度に購入した業務用冷凍庫が霜の影響からガス漏れを起こし、設定温度のマイナス20度まで冷却できなくなっています。部品の製造も中止されており、修繕もできないため、購入したいものです。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。ありませんか。

8番、浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） それでは8ページになります。8ページの3款価格高騰支援給付金の2,600万円の関係ですけども、これ去年の説明のときにはですね、低所得者世帯に1世帯当たり3万円給付ってということで、おおむね4,000万円というのがありまして、これが繰越しになってると思うんですけども。これは新たにですね、2,600万円またその給付する制度っていうか、そういったものができたって解釈でよろしいんでしょうか。内容についてお伺いします。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） はい。申し訳ございません。こちら価格高騰緊急支援給付金と予算書には書いてございますが、これ6年度から繰越した価格高騰緊急支援給付金事業の財源と同じであるため、価格高騰緊急支援給付金と書いてございますが、5月の7日の議会全員協議会でご説明させていただいた調整給付金の不足額給付金であります。要は特別減税の足らなかった方の不足額給付ということで、こちらは非課税世帯に対する給付金ではなく不足額給付だよということでご理解頂ければと思います。

○議長（高橋敬治君） よろしいですか。

はい、ほかに。質疑ありますか。

5番、河内ひとみ君。

○5番（河内ひとみ君） 7ページのNHKの受信料についてお伺いいたします。8台分っておっしゃっていたと思うんですけども、前回の説明の中で、そのモニターの中の受信、テレビの部分だけのモニターの中止は、車に影響があるからできないという説明だったと思うんですね。そしたらもうそのモニターの機械そのものを外して、今後、受信料が発生しないようにすることは可能でしょうか。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（高橋昌子君） はい。河内議員がおっしゃられたように全部をとってしまうっていう話になると、今このついている8台というのが、ほとんどワゴン車を中心に出張する車が多いです。そうなりますと、やはりナビが必要になってくる部分もありますし、あとバックモニターも職員によってはそれが必要になってくる職員もおりますので、単にとってしまうと、その部分がちょっと大変になってしまうということもあり、なかなか全部外してしまうというのは、難しいと思っております。以上です。

○議長（高橋敬治君） 5番、河内ひとみ君。

○5番（河内ひとみ君） そうすると外すことは、全て困難ということではよろしいですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 外すことが困難というよりは、今付いているものを外し、仮にテレビのついてないナビもしくはバックモニターが見られるものをつけようとする、それを購入し、また付けなければいけないという費用が当然、発生します。この予算書に書いてありますように、1台については約年間8,000円ぐらいでございますので、10年、これをお支払いし続けたとしても8万円。仮に付け替えたときに8万円以上のものを取り外し、つけてということを見ると費用対効果としては、この受信料を払い続けたほうが安価で収まるんじゃないかという試算もございますので、今回についてはテレビの部分だけ外せないということであると、そうせざるを得ないのかなというふうに判断をしております。ただ本来は、公用車でテレビを見ながら運転することはまずあり得ませんし、駐車してるときにテレビを見て暇を潰す職員はおりませんので、総務省のほうからですね、こういったものを公的機関から取るなということでお達しをしていただければよろしいのかなというふうに思います。もしかすると数年のうちにそういったものが出てくるかもしれませんので、それを考えますと、あえて付け替えて費用を掛けるよりは、現行のままお支払いをしたほうがいいのかという判断をしたものでございます。

○議長（高橋敬治君） 5番、河内ひとみ君。

○5番（河内ひとみ君） 説明はよく分かりました。もう一つ、契約についてなんですけれども、事業所の契約であれば、NHKの受信料って2台目以降は半額じゃないかと思うんですが、自治体の契約は事業所扱いになるんでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（高橋昌子君） はい。一応、事業所扱いになります。細かい割引があるようで、

年間払えばどのぐらいの割引があるとかっていう形になっております。今回については、4月分はもうそのまま、今まで分からなかったのものでそのままでそのあとの5か月分は2か月割で幾らとか。最後のものについては6か月割引幾らみたいな形の割引設定がされております。なので、今回についてはその割引価格が若干、何か月、何か月、何か月という形になっておりますけれども、8年度は12か月で1度に支払いをすれば、約5万弱の価格となる予想、予想というか試算が出ております。以上です。

○議長（高橋敬治君） ほかに質疑ありますか。

9番、仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） 9ページの冒頭のところです。廃棄物処理費のところお願いいたします。町外ごみ処理業務のところで、年次点検時に本来であれば郡内のごみ処理のところでやっていただけたところが、今回重なってしまって受けていただくことができないというお話でございましたけれど、郡外、今回はどこに持っていくのかということと期間はどのくらいになって、郡内のところでしたらたしか協定が結ばれていて金額が少し安かったと思いますけれど、それに比して、今回、郡外に持っていくのにどのくらい単価が上がっているのかというちょっと詳細教えていただければと思います。

○議長（高橋敬治君） 環境課長。

○環境課長（土屋智英君） はい。今回ですね、いつもですと郡内のほうで行っております。ですが今回、先ほど総務課長から説明もありましたとおり、一部は南伊豆町さんのほうのごみを受入れていると。あと残りについては、その時、たまたま保守点検であったり工事であったりというのがつながってあるので、明確に回答できないので受入れできるか分からないという回答だったものですから、今回、一応、最大として函南町に受入れをお願いしております。近隣で受入れが可能だっていう、函南町さんのほうで受入れ可能だということですので、そちらでお願いしてございます。単価のほうですけれども、郡内ですと先ほど仲田議員のほうがおっしゃいましたように、郡内ですと皆さんお互い様という形で金額のほうを1トンでいう、1トンで7,000円のほうの金額で行ってございますが、函南町さんのほうですと1トン3万5,867円となつてございますので、それプラス今回、2回ほど長期的な工事が今回ございます。そちらのほう当初予算のときには期間とかはちゃんと確定していませんでしたので、大体3週間程度で予想していたんですけども、若干、延びまして、6台ほどちょっと予定よりも多くなったと。プラス、こういうこともいろいろあろうかと思っておりますので予備として6台ほど、今回補正で付けさせていただいてございます。内訳としましては台数のほう

の増額として、25万2,000円ほど。函南町さんのほうに行くことによる処理単価の増額として190万飛び6,000円となつてございます。また今後、やっていく中で、全額全てを計画どおり搬出するというのではなく、ごみの量とピットの量等を確認しながら、持っていかなくても済む場合には持って行かないとか、近くなりまして郡内のほうで空きができたので受入れできますよとなりましたら、そちらにお願いする等をして、なるべく費用がかからないように処理していきたいと考えてございます。

○議長（高橋敬治君） 環境課長、もう少しゆっくり説明してください。

ちょっと聞き取りにくい。

はい。ほかに質疑ありますか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎動議の提出

○議長（高橋敬治君） 8番、浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） 議案第36号、令和7年度西伊豆町一般会計補正予算（第1号）に対する動議を提出いたします。

○議長（高橋敬治君） 浅賀元希君から議案第36号、令和7年度西伊豆町一般会計補正予算（第1号）の修正動議が出されました。

この動議はほかの賛成者を必要としませんので、動議は成立しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時27分

◎議案第36号に対する修正動議の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

本案に対しては、８番、浅賀元希君からお手元に配布した修正動議が提出されています。

したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者から趣旨説明を求めます。

８番、浅賀元希君。

○８番（浅賀元希君） 議案第36号「令和７年度西伊豆町一般会計補正予算（第１号）」に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第115条の３及び会議規則第17条第２項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

修正内容、当局提案の補正予算の歳入、18款１項９目西伊豆町振興基金繰入金で計上されている「730万円」を「０円」に減額し、それに伴う歳出、５款２項２目林業振興費で計上されている「730万円」を「０円」に減額するものです。

修正理由、当局の提案する木質バイオマス発電施設整備工事に伴う施工管理業務について、木質バイオマス発電施設整備工事に係る事業費３億7,000万円は令和７年度当初予算で承認されており、それに関わる経費のため、本来であれば承認することが適切だとは思いますが、しかしながら、これまで何人かの議員の一般質問や町の説明を聞いた上で経営計画の考え方、事業内容、事業の進め方など様々な問題点が浮き彫りになってきました。このことからこのまま事業を突き進めるのではなく、一度立ち止まり問題を解決する必要があるとの思いから、今回、補正予算額6,642万8,000円を5,912万8,000円と減額修正するものです。よって、別紙のとおり修正案を提出します。

次のページをご覧ください。議案第36号「令和７年度西伊豆町一般会計補正予算(第１号)」に対する修正案。議案第36号「令和７年度西伊豆町一般会計補正予算（１号）」の一部を次のように修正する。第１条第１項中「6,642万8,000円」を「5,912万8,000円」に、「87億1,642万8,000円」を「87億912万8,000円」に改める。第１表歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。歳入、18款繰入金、第１項繰入金とも、補正額2,892万、計18億4,077万5,000円。歳入合計、補正額5,912万8,000円、計87億912万8,000円。歳出、５款農林水産費、補正額1,300万円、計８億4,227万円。２項林業費、補正額０円、計５億506万円。歳出合計、補正額5,912万8,000円、計87億912万8,000円。後ろに資料を添付してありますので、ご覧ください。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋敬治君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより修正案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。ありませんか。

9 番、仲田慶枝君。

○9 番（仲田慶枝君） この修正理由のところにも書いてございますが、この木質バイオマス発電施設整備工事は、3 月の定例会で予算通過していて事業は決定しています。事業は進められるということになっております。そして今回補正予算に上げられているのは、この認められている事業を執行するための業務委託のところでございます。それをなくすとなりますと、事業が進む中で品質管理の面でとても不十分になるということや、担当課職員の負担が増大していくことが懸念されていきます。それを今回、浅賀さんは不必要だというふうなことを提案なさっているのでしょうか。そこをちょっと確認したいところでございます。

○議長（高橋敬治君） はい。浅賀君。

○8 番（浅賀元希君） はい、この今回の経費そのものが不必要というわけではなくてですね、事業のいろんな問題点が出てきたものですから、事業をもう一度、見直しをする期間を設けて、やはり今の段階では住民の理解がまだ得られておりません。そして私自身や、やはり議員皆様もやはり細かな理解までは得ていないと思いますので、1 回そういう機会を設けた上で、やはりそれが需要であれば進めていただきたいということで、一度この事業を、どれだけの期間になるか分かりませんが停滞していただきたいという思いで、今回の予算についても減額修正とさせていただきました。

○議長（高橋敬治君） 9 番、仲田慶枝君。

○9 番（仲田慶枝君） はい。前回の 3 月の時にですね、浅賀さんも賛成のほうに手を挙げておいででしたよね。今ここでこのようなことを出されるって、私は甚だ無責任のような気がするのですが、この修正理由のところも読ませていただくと何か矛盾している。この事業は適切だと思うけれども、違う。承認を受けているんだけどもってというような話でございますよね。ここでとめるということは、もう浅賀さんもご存じだと思いますし、昨日の一般質問のところなどでも課長がね、随分説明してくださいましたけど、ここで立ち止まったら F I T の制度でございまして補助金のことなんかも立ち行かなくなります。そうしますと、もうこの事業自体がここで止めたら、立ち止まったらできなくなるという可能性がとても高いです。それをご承知の上での提案でございすか。

○議長（高橋敬治君） 浅賀元希君。

○8 番（浅賀元希君） 私、確かに 3 月の予算では賛成として手を挙げました。その時に賛成理由の討論といたしまして、当然、議会のほうで議決権もありますけども、執行に当たっては行政側の責任ということで、その席でですね、私はやはり住民の理解を得た上で、事業を

進めていただけることという条件付で賛成をしております。そして、やはり問題が出てきた場合にですね、昨今も問題となっております、やっぱり広域のごみ処理場に対しても、やはりそういったことで既に決まってることもやっぱり立ち止まる必要もあるのではないかなというのが私の考えであります。

○議長（高橋敬治君） ほかに質疑ありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） じゃあ浅賀君、席に戻ってください。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に賛成者の発言を許します。

9番、仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） 私は、原案に賛成の立場で討論いたします。先ほども申しましたように、この事業は3月の定例会でもう十分、十分、この事業自体ですね、についてはみんなで討議をして、そして通った、承認された事業でございます。それはもう進めるということでございますよね。町の総合計画にも主な事業として入っているところであります。これは進めるというのが当然でございます。その中で、ご理解してらっしゃらない方もおいでかもうようなことでございましたけれども、でも昨日の一般質問のことなどで、もう皆さん十分理解できているんだと私は考えております。この事業とても有用性があるというところで、これは遅滞なく進めなくてははいけない。なぜならば、この機を逃すとF I Tの売電単価の40円が受けられない可能性が高いこと、補助金申請がリセットになるかもしれないということを見ると立ち止まる余裕はございません。なので、この事業の有用性を考えれば、このまま進めるべき。この事業ができなくなると町に大きな損失になると私は考えますので、私は原案に賛成の立場で、そうですね、原案に賛成いたします。

○議長（高橋敬治君） 次に、原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。

原案及び修正案に対する反対者おりませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） それでは次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第36号、令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第1号）について採決します。

まず本案に対する8番、浅賀元希君から提出された修正案を採決します。

この修正案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） よって、修正案については可決されました。

挙手多数です。

よって修正案については可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに、賛成の諸君は挙手を願い願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） はい。

挙手全員です。

よって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第7、議案第37号、令和7年度仁科築地地区津波避難タワー建設工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第37号は、令和7年度仁科築地地区津波避難タワー建設工事請負契約の締結についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。議案第37号の説明をいたします。この議案については、令和7年度仁科築地地区避難タワー建設工事請負契約の締結についてとなります。本工事の契約方法は、制限付きの一般競争入札による契約となります。契約金額は2億8,160万円です。契約の相手方は、河津・国本特定建設工事共同企業体となります。本工事は、仁科築地地区の仁科小学校付近、町有地に津波避難タワーを建設する工事となります。当該地区は、静岡県第4次地震被害想定におきまして、災害津波浸水深が5.74メートルとされている箇所ですが、周囲に避難をする場所がないところであるため、今回、整備をするものになります。

1枚おめくりください。1ページの工事条件のところになります。敷地面積が1,198.44平方メートル。建築面積は184.91平方メートルになります。避難階の床面積については、107.10平方メートルとなり、約210人が避難できるものとしています。また避難階の床の高さは11.13メートルとなり、浸水深以上の高さを確保しております。続いて3の工事概要になります。構造はプレキャスト・プレストレストコンクリート造で、町内では、久須地区の避難タワーや沢田地区の避難タワーと同様の構造になります。タワー周辺には鉄骨造の外階段を設置。これにより避難階へ登る構造です。外階段については、階段幅員が1.65メートル。蹴上げが15センチ、踏み幅が30センチ、手すり、手の掴むところの高さになりますけど、65センチと85センチの2段になっています。基礎については、杭基礎を採用しております。支持杭の直径は60センチ、杭長は21メートルで12本を打設する計画です。外構については敷地内をアスファルト舗装で仕上げ、土間についてはコンクリート金ゴテ仕上げとなります。また雨水排水施設として敷地の南東の境界と地目の境界付近にU型側溝を設置する予定になります。工期につきましては、本議会議決後の翌日から令和8年3月23日までとし、年度内の完成を目指します。

1枚おめくりください。建設工事請負仮契約書になります。本件については、6月2日の仮契約となりました。議案の配付が遅れましたことをおわび申し上げます。

1枚おめくり頂きください。3ページの資料1をご覧ください。こちら建設場所の案内図と配置図になります。敷地の北側については、念仏川があつて町道があります。ここに、入り口部分に橋をかけて通路を設置します。反対側、南側のところについては、やはり町道があるんですが、水路に蓋をかけてこちらでも通路を確保します。主に工事用車両についてはこの南側から出入りをするようになります。

4 ページをご覧ください。資料 2 になります。こちら立面図になります。構造自体は既に整備してある津波避難タワーと同様になります。右側の矩形図の 1 番上にソーラーの照明の設備の絵が付けてありますが、こういったソーラー照明について、屋上部に 2 基設置し、階段については、同じくソーラーの照明設備を 2 基設置するという予定になっております。

1 枚おめくり頂き、5 ページの資料 3 をご覧ください。こちらは平面図になります。屋上については、ウレタンの塗装防水仕上げになります。階段については、一般質問でもありましたけども、3 人が横並びで、自力で登れない方などを介護しながら登れるような幅ということで 1.65 メートルというのを確保しております。屋上については転落防止柵を設置いたします。

6 ページの資料 4 と、その次のページの資料をご覧ください。こちら軸組図と伏図になります。本工事では、資料 5 のほうをちょっとご覧頂きたいと思うんですけども、こちらはボーリングをやった結果の柱状図になります。当地については、山が隆起して深いところ、溪谷のところに川が流れて、それが長い年数を経て、堆積して平地になったというような知見で、基本的にボーリングをやっていくと、仁科川の川底みたいな川砂利みたいな地層が幾重にもつながっているというような地層になっております。その中でも、硬い地層や砂成分が少ないような場所っていうのをですね、探索をするわけですが、今回、資料 5 の赤丸をつけてるところについては、調査の結果、液状化、地震の際にですね、液状化を起こす可能性がある。調査結果では、軽微ではあるというような注釈がありましたけども、この部分を避けて、硬い層に支持杭を打ち込む必要があります。その液状化の上の部分でも硬い地層があるんですが、ここですと津波の横からの衝撃を何て言いますかね。に耐えうる深さっていうものが、この 10 メートル、11 メートル付近だと確保できないということで、今回、その液状化の下層ですね、まで杭を設置するということにしております。

資料 4 のほうをご覧頂きたいと思います。こちら軸組図のほうをご覧ください。プレキャスト、工場で製作したコンクリートの柱をですね、分割して現場に搬入をし、それを組立ててワイヤーで接合をして、四角の箱型の構造で体力を持たせるというようなものになっております。柱ですと 5 分割で分割されて搬入してくるようなイメージになります。そして基礎部分が地盤から 3 メートルの深さまで作りまして、そこに地中梁を設置するということになります。4 箇所の基礎の部分については、支持杭を 3 本ずつ打ちます。なので 12 本の杭を打つという形になります。

最後に、資料 6 のほうになります。こちらが現地の写真になります。昔、田んぼだったと

ころ、今、埋立てて、畑形状になっているというのが現地現状になります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番、河内ひとみ君。

○5 番（河内ひとみ君） 階段の幅についてちょっとお聞きしたいんですけど、車椅子の方を真ん中にして両脇 1 人ずつ、3 人が並ぶ幅として 1.65 っていうようにお聞きしたような気がするんですけど、後ろからどんどん逃げてくる人たちがいるわけですから 4 人が並べるような幅なんでしょうか。ちょっとご返答お願いします。

○議長（高橋敬治君） はい、防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 河内議員さんが言うように、4 名通れる幅を確かに設けるのも一つの案かと思いますが、やはりいろいろと建物の広さ等もあります。実際には 3 名で両側を抱えて、皆さんに助けをいただいでですね、登っていただくということで広くさせていただいております。で、そこは急いでですね、その方、登っていただいで、その隙間があれば隙間で早く逃げたい方は通りながらですね、避難はしていただければと思いますので、また皆さんもですね、周りの方々の思いも頂きながら進めていければということで今回、165 という広さにさせていただきました。こちらにつきましては、バリアフリーの基準の中では 140 という基準がありますので、それよりもまた広くしてるということでご理解頂ければと思います。

○議長（高橋敬治君） よろしいですか。

はい。ほかに質疑ありますか。

はい。6 番、山本豊君。

○6 番（山本 豊君） はい。技術的な内容についてちょっとお伺いいたします。

○議長（高橋敬治君） マイクを使ってください。

○6 番（山本 豊君） 技術的な内容についてお伺いさせていただきます。まず全荷重についてお聞きしたいのと、それから一本当たりということで、12 本で割ればよいとは思いますが、あとはですね、今回、入り口が水路に橋を交わして、そこから避難されるということなんですけれども、津波の場合、水は川あるいは水路から上がってきますので、その辺のその逃げるタイム、時間的なですね、兼ね合いで、水路から水が入ってくるということが先行して行われると避難通路がなくなるかなというところと、水路の近辺は、資料 5 の柱状図

を見ますと、埋め土と、それから若干軟弱なですね、地層で構成されていますので、地震時にですね、沈下ですとか橋がですね、構造上、緩むとかそういったことが考えられるんじゃないのかなと思います。地下水がですね、これは1メートルか2メートルぐらいの割と高い位置にあるということです、その辺の考慮ですね。それから、資料5の柱状図なんですけども、先ほど液状化が14メートルのところで3箇所見られるということなんですけど、これ上下にあずみ地層がありますので、まず液状化という形にはならないんじゃないのかなと思うんですね。その上にN値50のですね、支持層があるんですけども。この辺が通常20から30以上が支持層になりまして、3メートル以上みたいな形を取るんですけども、その構造物の大きさですとか、衝撃というか、地震対応の場合は、その内容によって支持圧の厚さっていうんですか。それが3メートルだったり5メートルだったりということで決められると思いますので、そこはですね、さらにその下の層で今回は持たせるということで、検討されていると思うんですけども、それで、その結果がですね、24メートルですか。24メートルのところで支持杭ということで止まっているんですね、今回。ところがですね、20メートルのところに砂礫層がその下にありまして、高さが4メートルあるんですね。4メートルで20以上の支持層であれば、こちらがですね、本来の支持杭の支持層として使えるんじゃないかなというふうに私はちょっと考えるんですけども、この辺の見解を説明していただければと思います。以上です。

○議長（高橋敬治君） 4つまとめて質問ですんで、ちょっと聞きにくいんで最初の一文からいきましょう。

もう一度、1問目お願いします。

マイクを使って、もう少し大きな声でお願いします。

○6番（山本 豊君） はい。すいません。まず、全体の荷重について教えてもらえますか。

○議長（高橋敬治君） はい、建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） ちょっと今資料のほうで調べますので、その質問は1番最後にしていただきたいんですけども。次の水路の、水路に橋をかけるけどそれが津波の時に大丈夫かっていうようなご質問だったと思うんですけども、既存の水路の上に、2次製品のコンクリートスラブを設置するというような構造になっております。なので、何て言いますかね。橋台みたいなものは特に設置せずですね、現地に置くというようなイメージになります。川が、津波で水が逆流してきて、それで被害が起こるってことは可能性としてはありうると思うんですけども、それ以上、例えばボックスカルバートみたいなものを置くというような

設計にはしておりません。

○議長（高橋敬治君） 3つ目の質問をお願いします。

○6番（山本 豊君） 荷重絡みのものにつきましては、ちょっとまた後ほど頂くとしまして、資料5の柱状図ですけれども、まず液状化の危険箇所ということで、3箇所赤書きで丸がついているかと思います。この上にですね、N値50の基盤が3メートルぐらいあるんですね。ですから、そのあずみ層という形で液状化の層が存在しているかと思うんですね。その場合、液状化という現象にはならないと私はちょっと考えるんですけども、そこが1点です。その辺の見解はどうでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 柱状図では、ごめんなさい。字が小さくすぎてよく見えないと思うんですけど、液状化の検討の結果、中重心では第3砂質土層、これでいうと高さ、地盤から10メートルから14メートルぐらいの間ですかね、の層。それからもっと上部の砂質の部分の一部ですけども、液状化の危険性があるという判定結果になったと。P L法ですと、重心大地震において2地点とも液状化発生の可能性が低いと評価をされております。計算の結果ですと、液状化の可能性は、起こったとしても軽微であるという評価ではなっております。上部に固い層があるから液状化、要は、揺すられたときに水が吹き出すような、そういった現象っていうのはないだろうというのはおっしゃるとおりだと思います。ですが、この上の硬い層は、先ほど言ったように引き抜き計算、検討をやると浅過ぎるのももう少し深くに杭が必要だよという判定結果なり、その下の液状化のところを避けて、ここは当然、N値が低いのでね、ここを支持層等はできないんですけども、その下の約、N値の値として設定してある30前後のところを支持層としたというものになります。

○議長（高橋敬治君） はい。山本豊さん。

○6番（山本 豊君） 液状化の説明につきましては、分かりました。付け加えますと、杭でするので圧密沈下っていうんですか。沈下に対するN値がどう対応するかということで、弱いところに支持杭を打ちますと、当然、その重さで下がっていくというようなところで、下がらないためにN値の通常20から30以上の支持層を持って、杭を打つという形になるかと思います。今回ですね、液状化の下の層、深さでいきますと20メートルから24メートル、ここでは砂礫ということでN値が20以上あります。その下の層が砂まじりシルト、砂礫混じりシルトって言うんですかね。砂も若干入った砂というようなことでN値が20、10、30の間をまたぐような形になってまして、2メートルの層をもって、今回、支持杭ということで設定され

ていますけれども、まず先ほど、30以上ということなんですけど、ここでは22、3という曲線のところですね、22、3というふうに見えるんですけども、その上の層の4メートル層につきましては、30とかですね、20以上は確保されてますので、そこで十分ではないのかなというふうに私は考えるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 山本議員、非常にお詳しいと思うんで、何て言いますかね。この工法というのが、今スマートマグナム工法ってやつなんですけども、杭と地盤改良技術を組合せた杭、基礎工法というもので何て言いますかね。その杭の頭に、杭の先端に螺旋状の鉄筋みたいなものを巻きつけ、その先端の部分が広がった鋼材を取り付ける構造と。この構造で杭の先端部分でより広い範囲の地盤に設置して、高い支持力を確保するというようなものになっています。この杭工法で、ここ最近の津波避難タワーっていうのをやっているというような実績があり、これを採用しております。今のご質問だともう少し浅くていいんじゃないかという、そういう趣旨だったんでしょうか。N値が低いところに先端部が止まっている、支持層が用地の低いところだっていうそういうご質問だったですかね。

○議長（高橋敬治君） 山本豊君。

○6番（山本 豊君） はい。スマートマグナム工法というのはちょっと私知らないんですけども、多分、先端を開いて支持する面積を増やすことによって杭を持たせるという工法だと思います。ですから、若干、弱いほうが開きやすいというような工法になってると思うんですね。ただ今回は、杭の支持ですので、仮に面積が小さくても、その下のN値が高ければ十分持つことが可能だと思うんですね。ですから、弱いところで、広げた面積で持たせる荷重と硬いところで多少、狭い面積でもたせる荷重はどちらが有効かというような形で工法の選定になるかと思うんですね。一般的には、今回、60センチの杭を打ちますけども、60センチでN値が20、30以上ありますので、しかも4メートルの幅でありますので、これは多分十分だと思うんですね。その辺の見解を教えてくださいませんか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。山本豊さんはそのような見解を持たれているということはよく分かりましたが、あくまでもこれは設計事務所に設計を委託してお願いをしているものでございます。ですので、豊さんのおっしゃってることもよく分かった上で専門家が設計をしていると、今、豊さん、多分荷重のことばかりお話をされておりますが、この建物に耐浪性がないということは昨日申し上げたかというふうに思います。津波避難タワーになぜ逃げるか

という、そこに津波が来るわけでございますから、荷重だけではなく横の衝撃に耐えなければいけないというものも計算されて多分この工法、この杭の打ち方というものが決められているというふうに思いますので、確におっしゃるように荷重だけで考えれば12メートル付近にある、N値の高いところで杭を止めてもよかったのかもしれませんが、横に対応するために、このような対応をとられているのではなかろうかというふうに思います。

○議長（高橋敬治君） 山本豊君。

○6番（山本 豊君） はい。説明のほうは理解できました。私も素人ですので、これ以上、内容についてはちょっと分からないところもありますけれども。ちなみにですね、仁科の場合は末広がり、地形的にですね、防波堤を越えてから水が入ってきまして、通常リアス海岸といいますか、狭まってる状態ですと、どんどん波が高まって圧力も上がってくるんですけども、広がると圧力が落ちるんですね。ですから、入ってきた量よりも時間が少なめにですね、徐々に上がっていくというイメージだと思うんですね。そうしますと横の体力ということだったんですけども、田子や宇久須、安良里が海岸線に設ける避難タワーよりもはるかにですね、その横からの力というのは薄らえているんじゃないのかなというふうに思いまして、その辺の考慮は多分されていないと思うんですけども、またここではちょっと議論っていうか、内容のほうは深くこれ以上はできないと思いますので、また個人的にですね、教えていただければと思いますので、はい。以上です。

○議長（高橋敬治君） ほかに質疑ありますか。

はい。1番、堤圭祐君。

○1番（堤 圭祐君） こちら建設の、資料1なんですけれども、建設予定地の地図がございしますが、これ建設の計画地から200メートルはどこまでの範囲になるのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） すいません。ちょっと今、手元にちょっと資料がないもので具体的にどこまでっていうとちょっと詳しい、ちょっと話はちょっとできませんが、また後ほどあれですかね、説明でもよろしいでしょうか。

○議長（高橋敬治君） よろしいですか。

堤圭祐君。

○1番（堤 圭祐君） こちらの地図を見る限りですね、周辺、この地図記号を見ると畑が多いなというか、見えるんですけども、想定される住民、人家、どのくらいあるのかなと思ったので200メートルの範囲をお聞きいたしました。これはですね、別に住宅が少ないからこ

こが相応しくないとかそういった意味ではございません。住宅が少ないから設置する必要がないという意味で、趣旨で言ってるのではなくて、どのぐらいの避難を想定されているのかというのを聞きたかった趣旨の質問です。いかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。200メートル圏内はですね、地図を見れば分かる話でございますので、事前に調べて質問していただければというふうに思いますが、築地橋、分かりますか、築地橋。築地橋が200メートルよりも短いぐらい。西伊豆健育会病院さんよりも若干、川下までが200メートルに入ります。横に行きますとガラス屋さんとか、リッチモンドさんが若干かかるかかからないかぐらい。北に行きますと仁科の小学校の校舎がかかるかかからないかぐらいの半径になります。なので、住宅はないというふうにおっしゃいますが、かなりありますし、病院も200メートル圏内に入っておりますので、相当数の方を一応、予定はしております。避難床の面積が107平方メートルなので、0.5掛けますから大体、200名強の避難者を予定しているというものになります。

○議長（高橋敬治君） 堤圭祐君。

○1番（堤 圭祐君） 承知いたしました。建設の際のこちらの資料につきまして、先日的一般質問から、タワーから200メートルという話がありましたので、今後、資料に追加していただけたらありがたいかなと思います。以上です。

○議長（高橋敬治君） ほかに質疑ありませんか。

8番、浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） 契約金額の話なんですけども、2億8,100万ぐらいということなんですけども。当初予算によりますと、3億3,600万円の予算があります。この差額っていうのは入札結果に基づいて、これだけ減額できたっていう解釈でよろしいんでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 予算額については、令和5年度に設計されたこの設計書の物価上昇率を見込んで、かなり余裕を持って確保させていただいております。実際、その設計書をつくったところ、4月時点の単価ですけどもね。比較すると、令和5年度の設計から約800万ぐらいの増加、これ人件費や物価の上昇率というふうになりました。なので予算額に比べて、当初設計額が非常に安価であったっていうのは一つの要因かと思います。ただこの4月単価っていうのは、人件費などはある程度、全部反映されるんですけど、その単価自体のものって、これから5月とか6月単価っていうのはだんだん上がってくるんですよね。5月単

価でコンクリート単価っていうのは、今、結構かなりの割合で上がってきてるので、前にこの津波避難施設でも説明しましたがけれども、契約期間が長いとか、物価上昇率ですね、のインフレであつたりとかの部分を加味して、余りに格差が出た場合には、スライド条項っていうのがあって、その分の単価を後に設計変更するという可能性は今後出てくるかなというふうに思います。

○議長（高橋敬治君） 8番、浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） 今の説明は分かりました。もう1点懸念してるんですが、前に沢田地区の建設のときに、当初計画ですと大型重機を入れてやる予定が、大型入らなくて小型にした関係で経費が膨らんだということがありました。その辺については、今回については、勘案した中での契約となってるんでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。沢田の狭い町中のところを大型ダンプとかが通行できないということで、設計変更させていただいたという経緯がございますけども、今回については支障なくできるというふうに考えております。

○議長（高橋敬治君） ほかに質疑ありますか。
よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） はい。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第37号、令和7年度仁科築地地区津波避難タワー建設工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） はい。挙手全員です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 18 分

再開 午前 11 時 24 分

◎選挙第8号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

日程第8、選挙第8号、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合規約第7条の規定により、市長から6人、町長から4人、市議会議員から6人、町議会議員から4人をそれぞれ選出して、計20人をもって組織することとされています。

このたび、市長から選出すべき議員のうち3人、市議会議員区分から選出すべき議員のうち3人、町議会議員から選出すべき議員のうち1人が欠員となり、その補充のための候補者を募ったところ、市議会議員区分及び町議会議員区分において選挙すべき定数を超えましたので投票による選挙が行われるものです。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての町議会における得票総数により当選人を決定することとなりますので、会議規則第33号の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

有効投票のうち、候補者の得票数までを広域連合に報告することになりますので、ご承知ください。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

〔議場を閉める〕

○議長（高橋敬治君） ただいまの出席議員は、10人です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、土本直矢君、3番、中島健君を指名いたします。

候補者名簿は事前に配布してありますので、直ちに投票用紙を配布します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

〔投票用紙の配布〕

○議長（高橋敬治君） 投票用紙の漏れはありませんか。

ありませんか、はい。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 配付の漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱の点検〕

○議長（高橋敬治君） ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

○議会事務局長（佐野浩正君） 1番、堤圭祐議員。

2番、土本直矢議員。

3番、中島健議員。

4番、磯清彦議員。

5番、河内ひとみ議員。

6番、山本豊議員。

7番、加藤タツ子議員。

8番、浅賀元希議員。

9番、仲田慶枝議員。

10番、高橋敬治議員。

○議長（高橋敬治君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

2番、土本直矢君、3番、中島健君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（高橋敬治君） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、
有効投票10票、
無効投票0票です。
有効投票のうち、笠井政明君10票。
以上のとおりです。
議場の閉鎖を解きます。

〔議場を開く〕

◎議員派遣について

○議長（高橋敬治君） 日程第9、議員派遣についてを議題とします。

会議規則第128条の規定により、お手元に配布しました資料のとおり議員を派遣したいと
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布しました資料のとおり議員派遣することに決定しました。

◎常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（高橋敬治君） 日程第10、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり
閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（高橋敬治君） 日程第11、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（高橋敬治君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和7年第2回西伊豆町議会定例会を閉会します。

皆さん、ご苦労さまでした。

閉会 午前11時37分